

改正後

(材料)
第一条 (略)

一 (略)

(削る)

二 五 (略)

六 日本工業規格G三四四四 (一般構造用炭素鋼鋼管) に定めるST

K四〇〇、STK四九〇又はSTK五四〇

七 八 (略)

2・3 (略)

(溶接部に係る許容応力の値)

第四条 (略)

溶接加	鋼材の	係	数
工の方	種類		
法	(略)		

(略)

備考 この表において、Aは日本工業規格G三一〇六 (溶接構造用圧延鋼材)、日本工業規格G三一四 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)、日本工業規格G三二二八 (溶接構造用高降伏点鋼板)、日本工業規格G三一三六 (建築構造用圧延鋼材) に定めるSN四〇〇B、SN四〇〇C、SN四九〇B若しくはSN四九〇C、日本工業規格G三四四四 (一般構造用炭素鋼鋼管) に定めるSTK四九〇、日本工業規格G三四四五 (機械構造用炭素鋼鋼管) に定める一八種又は日本工業規格G三四六六 (一般構造用角形鋼管) に定めるSTKR四九〇に適合する鋼材を、Bはこれらの鋼材以外の鋼材を表すものとする。

2・3 (略)

改正前

(材料)
第一条 (略)

一 (略)

二 日本工業規格G三一〇四 (リベット用丸鋼)

三 六 (略)

七 日本工業規格G三四四四 (一般構造用炭素鋼鋼管) に定めるST

四〇〇、STK四九〇又はSTK五四〇

八 九 (略)

2・3 (略)

(溶接部に係る許容応力の値)

第四条 (略)

溶接加	鋼材の	係	数
工の方	種類		
法	(略)		

(略)

備考 この表において、Aは日本工業規格G三一〇六 (溶接構造用圧延鋼材)、日本工業規格G三一四 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)、日本工業規格G三二二八 (溶接構造用高降伏点鋼板)、日本工業規格G三一三六 (建築構造用圧延鋼材) に定めるSN四〇〇B、SN四〇〇C、SN四九〇B若しくはSN四九〇C、日本工業規格G三四四四 (一般構造用炭素鋼鋼管) に定めるSTK四九〇、日本工業規格G三四四五 (機械構造用炭素鋼鋼管) に定める一八種又は日本工業規格G三四六六 (一般構造用角形鋼管) に定めるSTKR四九〇に適合する鋼材を、Bはこれらの鋼材以外の鋼材を表すものとする。

2・3 (略)

第二十五条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 通電部分と前号の外被との間は、耐電圧試験において、日本工業規格C八二〇一—四—一(低圧開閉装置及び制御装置—第四部・接触器及びモータスタータ—第一節・電気機械式接触器及びモータスタータ)に定める基準に適合する絶縁効力を有する構造とすること。

三〇五 (略)

六 動力回路を直接遮断する構造のものにあつては、通電部分は、温度試験において、日本工業規格C八二〇一—四—一(低圧開閉装置及び制御装置—第四部・接触器及びモータスタータ—第一節・電気機械式接触器及びモータスタータ)に定める基準に適合するものであること。

(穴あけ)

第五十一条 構造部分のリベット穴及びボルト穴は、かえり及び割れが生じない方法によつてあけられていなければならない。

(削る)

(削る)

(適用除外)

第五十七条 クレーンのうち、特殊な構造のもの又は国際規格等に基づき製造されたものであつて、前各章の規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が前各章の規定に適合するものと同等以上の性能があると認められた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。

(削る)

(削る)

第二十五条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 通電部分と前号の外被との間は、絶縁抵抗試験及び耐電圧試験において、日本工業規格C八三二五(交流電磁開閉器)に定める基準に適合する絶縁効力を有する構造とすること。

三〇五 (略)

六 動力回路を直接遮断する構造のものにあつては、通電部分は、温度試験において、日本工業規格C八三二五(交流電磁開閉器)に定める基準に適合するものであること。

(穴あけ)

第五十一条 構造部分のリベット穴及びボルト穴は、次に定めるところによらなければならない。

一 ドリルを用いてあけられていること。

二 かえり又はまくれがないこと。

(適用除外)

第五十七条 次のいずれかに該当するクレーンで前各章の規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が前各章の規定に適合するものと同等以上の性能があると認められた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。

一 輸入したクレーン

二 特殊な構造のクレーン

